

事 務 連 絡

令和3年2月26日

子ども・子育て支援関係団体 御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

青少年のインターネット利用に係る保護者向け
普及啓発リーフレットの周知依頼について

日頃より、子ども・子育て支援施策及び子どもの健全育成の推進にご尽力、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、青少年を取り巻くインターネット環境は日々変化しており、SNSに起因する青少年の犯罪被害は増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、内閣府において関係省庁と連携し、主として小学校高学年から中学校の児童・生徒の保護者に向けたリーフレット「ネット・スマホのある時代の子育て～保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント（児童・生徒編）～」が作成されました。

本リーフレットは、自分専用のスマートフォンを持ち出す年代の子どもを持つ保護者の悩みに対して、4つの大切なポイントの解説、フィルタリングの活用や家庭でのルール作りなどを紹介しているものです。

つきましては、子どもや子育てに関連する施設へご周知いただくとともに、研修会等での資料活用など幅広い展開・活用にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、各自治体に対しては別紙のとおり依頼していることを申し添えます。

記

○添付 青少年の保護者向け普及啓発リーフレット

「ネット・スマホのある時代の子育て

～保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント（児童・生徒編）～」



○電子データ掲載先

内閣府ホームページ「普及啓発リーフレット集」

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/leaflet.html

※本リーフレットは、必要に応じ、内閣府ホームページからダウンロードの上、御活用ください。



リーフレット掲載ページ QRコード

(リーフレット内容問い合わせ先)

内閣府政策統括官（政策調整担当）付

青少年環境整備担当 03-5253-2111（内線 38259）

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局

子育て支援課 育成環境係

電話：03-5253-1111（内線 4962）

E-mail：shibata-tetsuo@mhlw.go.jp（柴田）

(別紙)ご参考

事務連絡

令和3年2月10日

各

都道府県
指定都市
中核市

 子ども・子育て支援主管課 ご担当者 様

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

青少年のインターネット利用に係る保護者向け
普及啓発リーフレットの周知依頼について

日頃より、子ども・子育て支援施策及び子どもの健全育成の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、青少年を取り巻くインターネット環境は日々変化しており、SNSに起因する青少年の犯罪被害は増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、内閣府において関係省庁と連携し、主として小学校高学年から中学校の児童・生徒の保護者に向けたリーフレット「ネット・スマホのある時代の子育て～保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント（児童・生徒編）～」が作成されました。

本リーフレットは、自分専用のスマートフォンを持ち出す年代の子どもを持つ保護者の悩みに対して、4つの大切なポイントの解説、フィルタリングの活用や家庭でのルール作りなどを紹介しているものです。保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健関係施設、児童館等の子育て支援関係施設へご周知いただくとともに、研修会等での資料活用など幅広い展開・活用にご協力いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対してリーフレットをご周知いただきますようお願いいたします。

なお、内閣府より別途、各都道府県・指定都市青少年行政担当部局及び教育委員会幼稚園担当主管部課、小学校担当主管部課、家庭教育支援担当主管部課並びに各都道府県私立学校主管部課宛に同様の活用推進依頼がなされておりますことを申し添えます。

記

○添付 青少年の保護者向け普及啓発リーフレット

「ネット・スマホのある時代の子育て

～保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント（児童・生徒編）～」

○電子データ掲載先

内閣府ホームページ「普及啓発リーフレット集」

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/leaflet.html

※本リーフレットは、必要に応じ、内閣府ホームページからダウンロードの上、御活用ください。



リーフレット掲載ページ QRコード

(リーフレット内容問い合わせ先)

内閣府政策統括官（政策調整担当）付

青少年環境整備担当 03-5253-2111（内線 38259）

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局

子育て支援課 育成環境係

電話：03-5253-1111（内線 4962）

E-mail：shibata-tetsuo@mhlw.go.jp（柴田）

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 4 日

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課担当者 御中

内閣府政策統括官（政策調整担当）付
青少年環境整備担当

青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットの
活用推進について（依頼）

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

青少年を取り巻くインターネット環境は日々変化しており、SNSに起因する児童ポルノや児童買春等の青少年の犯罪被害は増加傾向にあり、令和元年は過去最多となっております。

政府としては、平成 30 年 7 月 27 日に決定した「第 4 次青少年インターネット環境整備基本計画」において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、学校等を通じて「青少年の保護者に対する周知・啓蒙活動を推進」することとしております。

こうした状況を踏まえ、内閣府において関係省庁と連携し、主として小学校高学年から中学校の児童・生徒の保護者に向けたリーフレットを作成いたしました。

本リーフレットは、自分専用のスマートフォンを持ち出す年代の子供を持つ保護者の悩みに対して、4つの大切なポイントとして「長時間利用の中身に着目」「オンラインゲームで起きているトラブルとは」「SNSで誹謗中傷、いじめ」「写真・動画の安易な投稿が危険を招く」についての解説、フィルタリングの活用や家庭でのルール作りなどを紹介しているものです。

貴職におかれましては、本リーフレットをオンラインを含む研修会や会議等で配布することにより、特に適切なインターネット利用について啓発が必要な保護者に対して、この問題の重要性が伝わるよう、積極的に活用いただくようお願いします。

なお、本リーフレットは電子媒体を内閣府ホームページ（注）に掲載しておりますの

で、必要に応じてダウンロードし、御活用ください。

注：https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html



リーフレット掲載ページ QRコード

(本件問い合わせ先)

内閣府政策統括官（政策調整担当）付

青少年環境整備担当 03-5253-2111（内線 38259）

我が家のルール

子供の主張、保護者の意見を出し合おう

新しく自分のスマホ、自分のゲーム機、自分のタブレットを持つときが、ルール作りのベストのタイミングです。

ポイントは、親子双方が自分の意見をしっかり出し合うことです。お互いが主張し合い、少しずつ妥協しあって決めたルールは長続きします。逆に一方的に保護者が勝手に決めたり、子供のいいなりになったりすると、長続きしません。お互いが納得し、双方が尊重できるルール作りをすることが重要です。

ルールが守れなかったり、子供が成長したり、生活習慣が変わったりするタイミングで、ルールの見直しをすることも大切です。



他律から自律へ

ルールを決める一方で大切なのが、自然体験や身体を使って得る実体験、人とのリアルなコミュニケーションです。様々な経験を積むことがインターネットの中で困ったり迷ったりしたときの、適正な判断力につながります。

乳幼児のネットルールは保護者が決める「他律」ですが、小学生、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて少しずつ自分でルールを考えることができるようになっていき、大学生や社会人になると「自律」し、自分で管理します。

わたしたち大人は、子供たちが少しずつ自律していけるように手を貸してあげましょう。



いざというときの相談窓口・参考リンク

相談窓口	参考リンク
#9110 警察相談専用電話 #9110は、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されます。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。	子どもの人権110番 (法務局・地方事務局) 子どもの人権全般に関する相談窓口です。全国共通・通話料無料(受付時間:平日8時30分~17時15分) 0120-007-110
188 消費者庁 消費者ホットライン 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。	子どもとネットのトリセツ 制作:一般社団法人安心ネットづくり促進協議会
違法・有害情報相談センター 相談者自身で行う削除依頼の方法等を、インターネットに関する技術や制度等の専門知識・経験を有する相談員が迅速にアドバイスします。 https://www.ihaho.jp/	インターネットの人権相談 電話では相談しにくいときにはインターネットでも相談を受け付けています。 https://www.jinken.go.jp/
	子どもとネットのトリセツ 制作:一般社団法人安心ネットづくり促進協議会
	政府広報オンライン SNSの誹謗中傷 あなたが専らもの、失うもの #NoHeartNoSNS
	スマホのある時代の子育てを考える(お役立ち情報) 制作:NPO法人e-Lunch
	情報セキュリティ啓発映像 「はじめまして、ペアコです。〜親と子のスマホの約束〜」 制作:(独)情報処理推進機構(IPA)
	スマートフォン用無料アプリ Nintendo みまもりSwitch 制作:任天堂株式会社

ネット・スマホのある時代の子育て

保護者が知っておきたい 4つの大切なポイント

児童・生徒編

学習面での活用が一気に増えてきたインターネットやスマートフォン。コミュニケーションや息抜き等、生活をサポートする道具だからこそ、トラブルを避けて上手に使いこなすスキルを身につけてほしいものです。

Point1 長時間利用の中身に着目!

連絡?遊び? それとも勉強? どれだけ使っているかではなく、何にどう使っているかが、肝心です。

Point2 オンラインゲームで起きているトラブルとは!?

ゲームの中でつながる仲間との関係。だからこそトラブルや犯罪に巻き込まれることも!

今日のバトルは絶対負いよ! 逃げるな!

ポイントがもらえるから僕の紹介でこのゲームやっつてよ!

Point3 SNSで誹謗中傷? いじめ?

仲間外れや個人攻撃などの被害・加害を防ぐためには?

Point4 写真・動画の安易な投稿が危険を招く!

自撮り写真の投稿・送信や動画投稿に起因するトラブルとは?

子供たちの使い方やネットトラブルの現状を知り、助言や話し合いの際にお役立てください

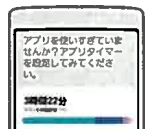
Point① 時間の長さだけでなく中身に着目

何にどのくらいつかっているのかを、一緒に確認しましょう

学習での活用も増え、子供のインターネット利用時間はより一層長くなっています。「いつまでやってるの!？」と頭ごなしに叱らず、子供がどんな使い方をしているのか、内容と時間を把握することが大切です。

どのカテゴリにどれくらい使ったかを確認するには**スクリーンタイム (iPhone)**や**デジタルウェルビーイング (Android)**が便利です。

利用時間や就寝時間を設定すれば、無意識の使い過ぎも防ぐことができますので、上手に活用しましょう。



どのアプリをどれくらい使っているか簡単に確認できるからコントロールもしやすい!

スマホに入っているツールを使って時間管理することもおすすめです

スクリーンタイム (iOS12以上)

Digital Wellbeing (Android10以上)



スクリーンタイムの設定方法 (動画)

Digital Wellbeing (紹介ページ)



これらのツールを活用するための大切なポイントは、設定変更の際には必ず相談するよう促すこと。親子で一緒に「利用時間のコントロール」をやってみませんか?

Point② ゲームプレイは“個”から“グループ”へ

保護者と一緒にプレイしなくなる時期こそ、しっかり見守る

一人で、リアルな友達と、ネット上のグループで協力しながら。ゲームは多様な遊び方があります。

高額課金やID乗っ取り等のトラブルだけではなく、誘う・誘われない、アイテムをもらった・もらわないでもめたり、一人抜けできず長時間プレイになったりといったことも生じています。また、プレイ中のチャットや音声でのやり取りから、個人情報が出たり、誘い出しのきっかけになってしまうこともあります。

保護者は、子供がどんなゲームをしているか知っておくとともに、対象年齢に達しているかを確認したり、スマホやゲーム機のペアレンタルコントロール機能を活用したりして、子供の安全利用を見守りましょう。

年齢区分(レーティング)とは?

おもちゃの対象年齢と同様に、ゲームのソフトやアプリにも「〇歳以上」という対象年齢の区分があり、マークで示されています。ソフトのパッケージやアプリの入手画面で必ず確認しましょう。

【ゲームソフトの年齢区分(例)】



【スマホアプリの年齢区分(例)】



必ずチェック!

Point③ SNS等でのいじめや誹謗中傷、どう対処すべき?



相談しやすい親子関係をつくり、話はじっくり聞いてあげる

子供が一人で悩みを抱えないためにも、普段から「困ったら何でも相談にのるよ」と声かけをしましょう。そうすると子供は相談しやすくなります。

相談されたときには、子供の話をじっくり聞いてあげてください。保護者が大騒ぎしてしまうと、相談しにくくなってしまいます。じっくり聞いたうえで「どうしたい?」と聞いてあげましょう。

誹謗中傷等のやり取りは、スクリーンショットなどで保存し、いつが起こったのかを明確に記録しておくことと対応がしやすいです。必要に応じて専門家にアドバイスを求めましょう。(相談サイトは裏面に掲載)

気軽な投稿が、他人を傷つけるおそれがあること、インターネットにあげた言葉や写真等は、後から取消しができないことも、子供に伝えましょう。

Point④ 動画や写真は危険がいっぱい

動画や写真の投稿で注意すること

面白がって撮ったり、友人・知人の情報が含まれるものを投稿することで、不快感やトラブルを生むこともあります。どんな投稿がトラブル原因になるか親子で考えてみましょう。

写真や動画の投稿サービスやアプリの多くは中学生以上が対象。年齢に満たない子供の投稿は、保護者のアカウントで一緒に行うようにしてください。

裸の写真は特に!!

撮ったり、持ったり、送ったりは、すべて違法行為。どんなに仲が良くても、親しい間柄でも、どんなにお願いされたとしても、18歳未満の子供の裸は、「撮っちゃダメ!」「男の子も女の子もダメ!」「持っているだけでもダメ!」「送っちゃダメ!」「転送もリツイートもダメ!」



全部ダメ!

フィルタリングの活用

あんしんフィルターやiフィルター等によって、有害・不適切なサイトへのアクセスやアプリの利用を制限します。お子様の成長に合わせてカンタンに設定でき、カスタマイズもできます。

なお、有害・不適切なサイトへのアクセス制限は、スクリーンタイム (iPhone) やファミリーリンク (Android) のコンテンツ利用の制限でも設定可能です。

あんしんフィルター



iフィルター



※フィルタリングの他にも、裸の写真等と考えられる不適切な画像をAIで検知し、撮影できなくする機能やSNSへの投稿内容によって、保護者にアラート通知する機能等もあります。